

出荷・販売用農産物の生産者のみなさまへ

福島市産出荷農産物の放射性物質 検査体制が変わります

福島市地域の恵み安全対策協議会の実施する自主検査において、平成24年度以降、基準値を超過した農産物は確認されなかったことから、安全性を一定程度確保できたものと判断し、令和7年12月末をもって「自主検査」を終了することとなりましたのでお知らせします。

これまで長年にわたり、検査にご協力いただきました生産者の皆さまには厚く御礼申し上げます。



ご留意いただきたいこと

福島県によるモニタリングは継続されますので、モニタリングの計画や方針、ルールに従い、農産物の出荷・販売をお願いいたします。

自家消費用の農産物の検査は福島市内の学習センター等市内11か所で継続されます。

福島県のモニタリング詳細は裏面へ

お問い合わせ先 福島市地域の恵み安全対策協議会

検査について：福島市農業振興課生産振興係

ふくしま未来農業協同組合営農企画課

電話 024-525-7720

電話 024-554-5532

福島県農林水産物等緊急時モニタリング

検査の対象及び担当部署

	検査対象	県担当部署・連絡先
ア	穀類（米・麦・大豆等）、野菜類、果実類、畜産物・飼料作物、栽培の山菜類	福島県県北農林事務所 農業振興普及部 024-521-2609
イ	きのこ類、野生の山菜類、栽培の山菜類のうちわらび・ねまがりたけ、野生の樹実類	福島県県北農林事務所 森林林業部 024-521-2632

（１）アのモニタリング検査の注意事項等

- アのモニタリング検査については、例年県から予め、検査を受けていただく方へご連絡をしています。
- 福島市産のユズを出荷・販売するためには、県のリストに掲載されていることが必要です。新たに出荷を希望する方は、県北農林事務所農業振興普及部へご連絡ください。

（２）イのモニタリング検査の注意事項等

- 県野生の山菜類、樹実類については、例年県から予め、検査を受けていただく方へご連絡をしています。
- きのこと類については、菌床栽培の場合は生産者の品目毎、原木栽培の場合は生産者の生産ロット毎にモニタリング検査を行います。
- 栽培のわらび、栽培のねまがりたけは、生産者台帳に登録された生産者毎にモニタリング検査を行います。
- なお、これまで県の検査を受けたことが無い方は、必ず検査が必要となりますので、県北農林事務所森林林業部まで検査申込みのご連絡をお願いします。
- イのモニタリング検査についてご不明な点は、県北農林事務所のホームページをご覧ください。くか、県北農林事務所森林林業部へご連絡ください。

県北農林事務所
ホームページ



福島市産農産物の出荷制限・出荷自粛品目

以下の品目は出荷できません。

こしあぶら、たけのこ、たらのめ（野生）、わらび（野生）、ふきのとう（野生）、くさそてつ（こごみ）（野生）、ねまがりたけ（野生）、原木しいたけ（露地栽培）、野生きのこ※

※県の非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認された野生のまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけを除く。

県内の出荷制限・出荷自粛の状況については、県林業振興課のホームページをご覧ください。

県林業振興課
ホームページ

